

「海岸保全基本計画（島根沿岸・隠岐沿岸）」変更の概要

1. 海岸保全基本計画とは

- 海岸法に基づき、「海岸の防護」、「海岸環境の整備・保全」、「公衆の海岸の適正な利用」の調和のとれた海岸の保全を行うため、国は海岸保全区域等に係る海岸の保全に関する基本的な方針である「海岸保全基本方針」を定めています。
- 本県では、この基本方針に基づき、島根沿岸と隠岐沿岸における「海岸の保全」や「海岸保全施設の整備」に関する基本的な事項を定めた「海岸保全基本計画」を策定しています。

2. 今回の計画変更について

- 令和2年7月の「気候変動を踏まえた海岸保全施設のあり方提言」を踏まえ、海岸保全について、気候変動による影響を考慮した対策へ転換するために、同年11月に、国において「海岸保全基本方針」の変更が行われました。
- 今回の計画変更は、この基本方針の変更を受け、「海岸保全基本計画（島根沿岸・隠岐沿岸）」の見直しを行うものです。変更にあたっては、「島根県海岸保全基本計画検討委員会」を設置し、気候変動の影響を踏まえた計画の見直しについて多様な意見をうかがいながら進め、改定しました。

3. 計画変更のポイント

■気候変動による影響を踏まえた防護水準等の見直し

- ✓ 堤防等の高さの基本的な考え方となる防護水準について、気候変動による海面上昇量等を加味した高さから海岸の背後地を守ることを目標に位置付け（島根沿岸P21、隠岐沿岸P16）
- ✓ 高潮・津波等の対策として必要となる高さについて、2℃上昇シナリオによる計画外力の変化等を踏まえた高さへ見直し（島根沿岸P22～26、隠岐沿岸P17～P21）

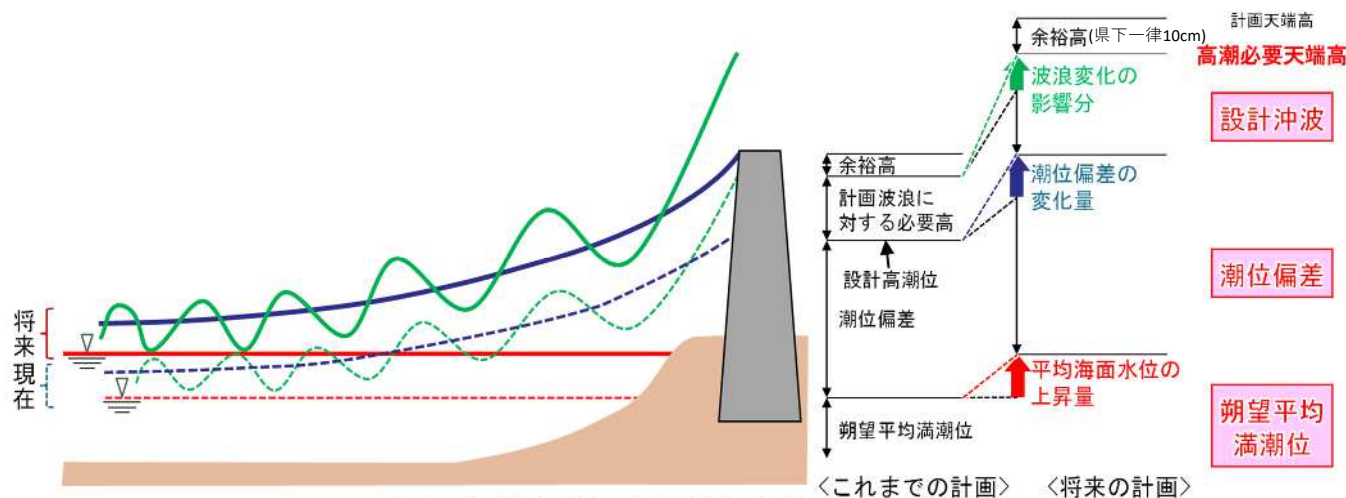


図 気候変動による外力変化イメージ

- ✓ 気候変動による影響を踏まえた今後の施設整備の考え方を設定（島根沿岸P53、隠岐沿岸P43）

■気候変動による影響を踏まえた環境保全の基本方針等の見直し

- ✓ 気候変動による海面上昇・砂浜の消失等による環境面への影響を反映（島根沿岸P29、隠岐沿岸P24）

■気候変動による影響を踏まえた海岸利用の基本方針等の見直し

- ✓ 気候変動による影響を踏まえた海岸保全施設の整備において、必要に応じて海岸利用に配慮した整備を行うことを位置付け（島根沿岸P38、隠岐沿岸P32）